

※調剤明細書の写しを添付して登校時に提出。

千葉県立市川南高等学校長 様

インフルエンザにおける出席停止確認書

年 組 番 氏名

この度、インフルエンザ（A型・B型・未判定）と診断され療養しておりましたが、
症状が軽快し出席停止期間を経過しました。

よって、 年 月 日より登校いたします。

1. 発症日（発熱した日） 年 月 日
2. 診断日 年 月 日
3. 受診医療機関名 （ ）
4. 解熱日（平熱になった日） 年 月 日
5. 主治医による出席停止期間の指示（該当するものに○をつける、複数可）
（ ）発症後5日が経過し、かつ、解熱後2日が経過するまで
（ ）日にちの指定（ ）日より登校可
（ ）その他（ ）
6. 出席停止となる期間 年 月 日～ 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保護者氏名

印

参考 <出席停止の基準(①かつ②を満たすこと)>

- ① 発症日(発熱した日)を0日目とし、翌日を1日目として5日を経過するまで。
- ② 解熱後(平熱になった日)を0日目とし、翌日を1日目として2日を経過するまで。

※①②の基準すべてを満たしていることが登校の基準となる。

※ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められた時は、
この限りではない。

平成30年11月27日

保護者様

千葉県立市川南高等学校
校長 林 克幸

インフルエンザり患時の治癒証明書について

向寒の候、保護者の皆さまにおかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校教育活動に対しまして、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、11月も下旬となり、感染症の流行する季節となってまいりました。これからインフルエンザのり患も増えてくることが考えられます。本校では、医師によりインフルエンザと診断された場合には、学校保健安全法（第19条）により出席停止の措置を行うとともに、登校再開の際には医師による「治癒証明書」の提出をお願いしてまいりました。

しかし、医師の証明にかかる通院及び費用等で保護者に負担がかかることや、平成30年9月に行われた第26回厚生科学審議会感染症部会において厚生労働省より「インフルエンザり患後の治癒証明については、医療機関へ過剰な負担をかける恐れがある。」と、医療機関への負担を考慮した見解が示されたことを踏まえ、今期よりインフルエンザに限り、下記の書類を提出することにより出席停止の措置及び登校再開できることとします。診断時には主治医に出席停止期間についての指示を仰いでください。（他の感染症についてはこれまでどおり治癒証明書の提出をお願いします。）

学校における感染症の流行を予防するために、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

医師によりインフルエンザと診断された場合、登校再開時に以下の書類を学校に提出するようお願いいたします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. インフルエンザにおける出席停止確認書（裏面）・・・保護者記入の上押印2. 調剤明細書の写し |
|---|

※「インフルエンザにおける出席停止確認書」は、本校HPよりダウンロードし印刷してお使いいただくことができます。

※インフルエンザにおいても、これまでどおりの「治癒証明書」が無効となるということではありません。療養の長期化や予後不良の場合は「治癒証明書」の提出をお願いすることもありますのでご了承ください。